

## 新型インフルエンザ等対策行動計画（案）に対する意見及び市の考え方

### 1 意見募集期間

令和8年1月23日（金曜日）から令和8年2月24日（火曜日）まで

### 2 意見の提出者数及び意見の件数

提出者数 2名

意見の件数 11件

### 3 意見の概要及び市の考え方

該当箇所	意見の概要	市の考え方
【1】 基本方針 市の対応 （各段階に おける対応）	感染拡大時の「対策実施」「強化」「緩和」の判断基準が抽象的過ぎ。  数値指標（トリガー）による感染状況に応じて対策の実施内容を明示すべき。	当該時点での感染状況と病原体の特徴や性状、国や県・関係機関等の情報収集や分析による方針に基づき、柔軟に対応できるよう、行動計画では基本的な方針等を定めております。  市として、国や県の方針に基づき必要な対応をまいりますので、その際の参考とさせていただきます。

<p>【2】 市の対策（市民への要請事項）</p>	<p>市民の生活に直接影響する事項について、段階ごとに具体的な行動指針を明示すべき。</p>	<p>当該時点での感染状況と病原体の特徴や性状、国や県・関係機関等の情報収集や分析によるリスク評価及びまん延防止対策の方針に基づき、適切な対策を講じたいと考えております。</p>
<p>【3】 市民、関係機関との連携</p>	<p>「配慮する」「支援する」との記載はあるが具体策が乏しい。 社会的弱者に対して、具体的な支援内容と実施主体を明記すべき。</p>	<p>本計画の中で、市は、生活支援を要する者への支援等の準備として、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応及び要配慮者の把握等について、県と連携して具体的手続きを決めておくとしております。</p>
<p>【4】 医療体制、医療提供に関する記載</p>	<p>医療機関との連携について、 ①役割分担、②調整体制、③医療逼迫時の対応を、実務レベルで整理、現場で徹底周知、PDCAで改善継続すべき。</p>	<p>御指摘の内容につきましては、「新型コロナウイルス等対策政府行動計画」等との整合性を図る観点から国等の表記に準じ、行動計画には基本的な方針等を記載しております。 医療機関との連携については、市として円滑に対策が図れるよう取り組んでまいります。</p>

<p>【5】 計画全体</p>	<p>訓練、検証、見直しに関する具体的記載が乏しいと思います。計画の実効性を担保するため、定期的な訓練の内容を明記すべき。</p> <p>また、実施後の検証、市民への各種手段で結果公表することを明記すべき。</p>	<p>訓練については、他自治体の事例や適時の課題を踏まえ、県や関係機関と共同で行うなど、柔軟に対応できるよう、行動計画では基本的な方針等を定めております。</p> <p>いただいた御意見については、行動計画に基づき実施する際の参考とさせていただきます。</p>
<p>【6】 計画を「実際に機能させる」ための具体的な仕組み</p>	<p>市民、関係機関を含めた「役割分担表」の作成をすべきです。誰が何をするかを一目で分かる形で整理すべき。</p> <p>さらに、市民向け「行動ガイド」の事前作成や公開、高齢者向け、やさしい日本語版も用意が必要。</p>	<p>市として、国や県の方針に基づき必要な対応をしておりますので、その際の参考とさせていただきます。</p>
<p>【7】 第2部 第1章 第2節 「新型インフルエンザ等対策の基本的な考え</p>	<p>対策の「柔軟かつ機動的な切り替え」や「強度の高いまん延防止対策」の実施・緩和を判断する際、国や県の判断を待つだけでなく、市として独自に判断・行動するための具体的な「メルクマール（定量的・定性的な指標）」</p>	<p>今回の計画は、新型コロナ対応を踏まえ、国と地方公共団体が迅速に一体的な対策を行うことが目的の一つであり、整合性を図る観点から、国と県に準じて基本的な方針等を定めております。</p>

<p>方」および 第 3 部 第 3 章「まん延防 止」</p>	<p>を、可能な限り具体化、またはマ ニュアル等で定める旨を明記し ていただきたい。</p>	<p>市として、国や県の方針に基 づき必要な対応をしてまいりま すので、その際の参考とさせて いただきます。</p>
<p>【 8 】 第 3 部 第 2 章 第 2 節 「初動期」2- 3「偏見・差別 等や偽・誤情 報への対応」</p>	<p>「偽・誤情報の否定や訂正」を 行うにあたり、誰が（どの部署 が）、どのような科学的根拠（専 門家会議の助言等）に基づいて 情報の真偽を判定し、発信する のか、そのモニタリング体制と 責任の所在を具体的に計画また はマニュアルに盛り込んでいた いただきたい。</p>	<p>市は、国・県等が判断し発出し た正確な情報のみを、市の広報 媒体を通じ、迅速かつ積極的に 発信するものと考えております。</p>
<p>【 9 】 第 3 部 第 4 章 第 2 節 「初動期」2- 3「接種の勧 奨や予約方 法の検討」</p>	<p>ワクチン予約における DX 推進 は重要ですが、「インターネット 操作に不慣れな高齢者等への対 策」として、コールセンターだけ でなく、身近な地域（公民館や行 政センター等）での対面サポー ト窓口の設置や、アナログな予 約手段（郵送や電話等）の確保を 「検討する」ではなく「確保す る」方向で明記していただきたい。</p>	<p>インターネット操作に不慣れ な高齢者等への対策は、実施す ることを前提とし、当該時点で の様々な状況を踏まえ、方法を 検討するものと考えております。</p>

<p>【10】 第3部 第5章 第3節 「対応期」3-2-1「健康観察及び生活支援」</p>	<p>自宅療養者等に対する食料やパルスオキシメーター等の支給について、「努める」という表現にとどまらず、平時から民間物流事業者等との間で「配送に関する具体的な協定」を締結し、爆発的な感染拡大時でも物流が滞らない体制を確保することを明記していただきたい。</p>	<p>使用する用語につきましては、「埼玉県新型コロナウイルス等対策行動計画」等との整合性を図る観点から、県の表記に準じた記載としております。</p> <p>物流に係る準備につきましては、いただいた御意見を参考にさせていただきます。</p>
<p>【11】 第3部 第5章 第3節 「対応期」3-3「感染状況に応じた取組」</p>	<p>埼玉県（保健所）の業務が逼迫し機能不全に陥った際、市がどこまで保健所業務（健康観察、入院調整の補助等）を代行または補完するのか、その際の法的権限の整理と市職員の安全管理体制について、計画内で整理・明記していただきたい。</p>	<p>御指摘の取組につきましては、「埼玉県新型コロナウイルス等対策行動計画」等との整合性を図る観点から、県に準じた記載としております。</p> <p>市は、県からの業務内容等を含めた要請を受け、当該時点で対応できる範囲において協力するものと考えております。</p>